○国土交通省告示第九百四十号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成二十九年国土交通省令第六十三号）第三条第十号の規定に基づき、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第三条第十号の著しく異常かつ激甚な非常災害として国土交通大臣が定める災害等を次のように定める。

平成二十九年十月二十日

国土交通大臣　石井　啓一

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第三条第十号の著しく異常かつ激甚な非常災害として国土交通大臣が定める災害等

一　住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第三条第十号の著しく異常かつ激甚な非常災害として国土交通大臣が指定する災害として、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）を指定する。

二　規則第三条第十号の国土交通大臣が定める期間は、平成三十三年三月十一日までの期間とする。

三　規則第三条第十号の市町村の区域から除くものとして国土交通大臣が定めるものは、東京都の区域とする。

四　規則第三条第十号のこれに準ずる区域として国土交通大臣が定めるものは、別表に掲げる市町村の区域とする。

附　則

この告示は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十四号）の施行の日（平成二十九年十月二十五日）から施行する。

別表（四関係）

北海道	茅部郡鹿部町　二海郡八雲町　広尾郡広尾町　厚岸郡浜中町
青森県	三沢市　三戸郡階上町
茨城県	古河市　結城市　坂東市
栃木県	足利市　佐野市
埼玉県	久喜市
千葉県	千葉市　銚子市　市川市　船橋市　松戸市　野田市　成田市　佐倉市　東金市　柏市　八千代市　印西市　富里市　匝瑳市　印旛郡酒々井町　同郡栄町　香取郡神崎町　同郡多古町　同郡東庄町　山武郡大網白里町　同郡横芝光町　長生郡白子町
長野県	下高井郡野沢温泉村

○国土交通省告示第九百四十一号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成二十九年国土交通省令第六十三号）第十一条ただし書及び第十二条第二号ロの規定に基づき、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第十一条ただし書及び第十二条第二号ロの国土交通大臣が定める基準を次のように定める。

平成二十九年十月二十日

国土交通大臣　石井　啓一

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第十一条ただし書及び第十二条第二号ロの国土交通大臣が定める基準

（定義）

第一条　この告示において「共同居住型賃貸住宅」とは、賃借人（賃貸人が当該賃貸住宅に居住する場合にあっては、当該賃貸人を含む。）が共同して利用する居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分を有する賃貸住宅をいう。

（規模並びに構造及び設備の基準）

第二条　住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第十一条ただし書及び第十二条第二号ロの国土交通大臣が定める基準は、次のとおりとする。

一　共同居住型賃貸住宅の床面積（単位　平方メートル）が次の式によって計算した数値以上であること。

15A＋10（ただし、A≧2）

（この式において、Aは、共同居住型賃貸住宅の入居者（賃貸人が当該共同居住型賃貸住宅に居住する場合にあっては、当該賃貸人を含む。第四号及び第五号において同じ。）の定員を表すものとする。）

二　共同居住型賃貸住宅のうち住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅である部分にあっては、各専用部分の入居者の定員を一人とするものであること。

三　共同居住型賃貸住宅のうち住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅である部分にあっては、各専用部分の床面積（収納設備が備えられている場合にあっては、当該収納設備の床面積を含み、その他の設備が備えられている場合にあっては、当該設備の床面積を除く。）が九平方メートル以上であること。

四　共同居住型賃貸住宅の共用部分（以下この号において単に「共用部分」という。）に、次に掲げる設備等が備えられていること。ただし、共同居住型賃貸住宅の各専用部分に、次に掲げるいずれかの設備等が備えられている場合にあっては、共用部分に当該設備等を備えることを要しない。なお、共用部分に洗濯場を備えることが困難なときは、共同居住型賃貸住宅の入居者が共同で利用することができる場所に備えることをもって足りるものとする。

イ　居間

ロ　食堂

ハ　台所

ニ　便所

ホ　洗面設備

ヘ　浴室又はシャワー室

ト　洗濯室又は洗濯場

五　少なくとも共同居住型賃貸住宅の入居者の定員を五で除して得た数（一未満の端数があるときは、これを切り上げた数）に相当する人数が一度に利用するのに必要な便所、洗面設備及び浴室若しくはシャワー室が備えられていること又はこれと同等以上の機能が確保されていること。

附　則

この告示は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十四号）の施行の日（平成二十九年十月二十五日）から施行する。

官庁報告

産　業

日本工業規格

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成29年10月20日に下記の日本工業規格を制定及び改正したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成29年10月20日

経済産業大臣　世耕　弘成

記

1．制定された日本工業規格

滑り軸受―つば付き及びつばなし薄肉半割り軸受―第1部：公差，設計及び検査方法	B1585―1
滑り軸受―つば付き及びつばなし薄肉半割り軸受―第2部：肉厚及びつば厚の測定	B1585―2